

4 ひとり親家庭のために



児童扶養手当 福祉課 ☎ 36-1964

児童扶養手当は、父または母と生計をともにできない児童が養育されている家庭の生活の安定と自立を助けるための制度です。児童の父または母や、父母に代わってその児童を養育している方、あるいは、父または母に極めて重度の障害がある家庭の親に支給されます。ただし、所得制限があります。

●対象者

次に該当する児童(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童、または20歳未満で心身に中度以上の障害がある児童)を養育している母、児童を監護しかつ生計を同じくしている父または養育者。

- 1 父母が離婚した後、父(母)と生計を同じくしていない児童
- 2 父(母)が死亡した児童
- 3 父(母)が重度の障害の状態にある児童など

●支給額(所得額に応じて決定されます)・・・月額 11,010 円～46,690 円

※第2子以降は、上記金額に 5,520 円～11,030 円ずつ加算されます。

※手当は請求月の翌月から支給されます。

●持ちもの

申請者と対象児童の戸籍謄(抄)本、預金通帳(申請者名義)、その他必要書類
身分証明書、マイナンバーが分かるもの(マイナンバーカード等)

※添付書類は養育状況等により異なりますので、必ず事前にご相談ください。



母子家庭等医療費給付制度 健康課 ☎ 36-1114

ひとり親家庭の保護者とお子さんや、両親のいないお子さんの医療費を助成します。保護者や両親のいないお子さんを養育している養育者の所得などを審査し、対象となった場合は受給者証をお渡しします。

●持ちもの

健康保険資格確認書等、住民票、戸籍謄本、所得課税証明書(転入された方など)
申請者及びお子さんのマイナンバーが分かるもの(マイナンバーカード等)

※0～18歳(高校3年生世代)までのお子さんは、乳幼児等医療費助成制度
または、こども医療費助成制度を優先します。

母子・父子・寡婦福祉資金貸付金

新温泉健康福祉事務所 ☎ 0796-82-3161
福祉課 ☎ 36-1964



母子家庭や父子家庭等の経済的自立を図るための技術習得や事業開始、就学等に
必要な資金の貸付を行います。申請から貸付まで2か月程度時間がかかります。